

資 料

（地方消費課税等）

目 次

（地方消費税）

・ 地方税の税収内訳（平成18年度決算見込額）	1
・ 消費税の国と地方の配分	2
・ 地方消費税の概要	3
・ 主要税目（地方税）の税収の推移（地方財政計画額ベース）	4
・ 地方税収の偏在状況（平成18年度決算見込額）	5
・ 目的別歳出額の普通会計歳出総額に対する比率の推移	6
・ 社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）	7
・ 地方税改革の課題 ―税収格差問題を中心に―（小西砂千夫専門委員報告のポイント）	8

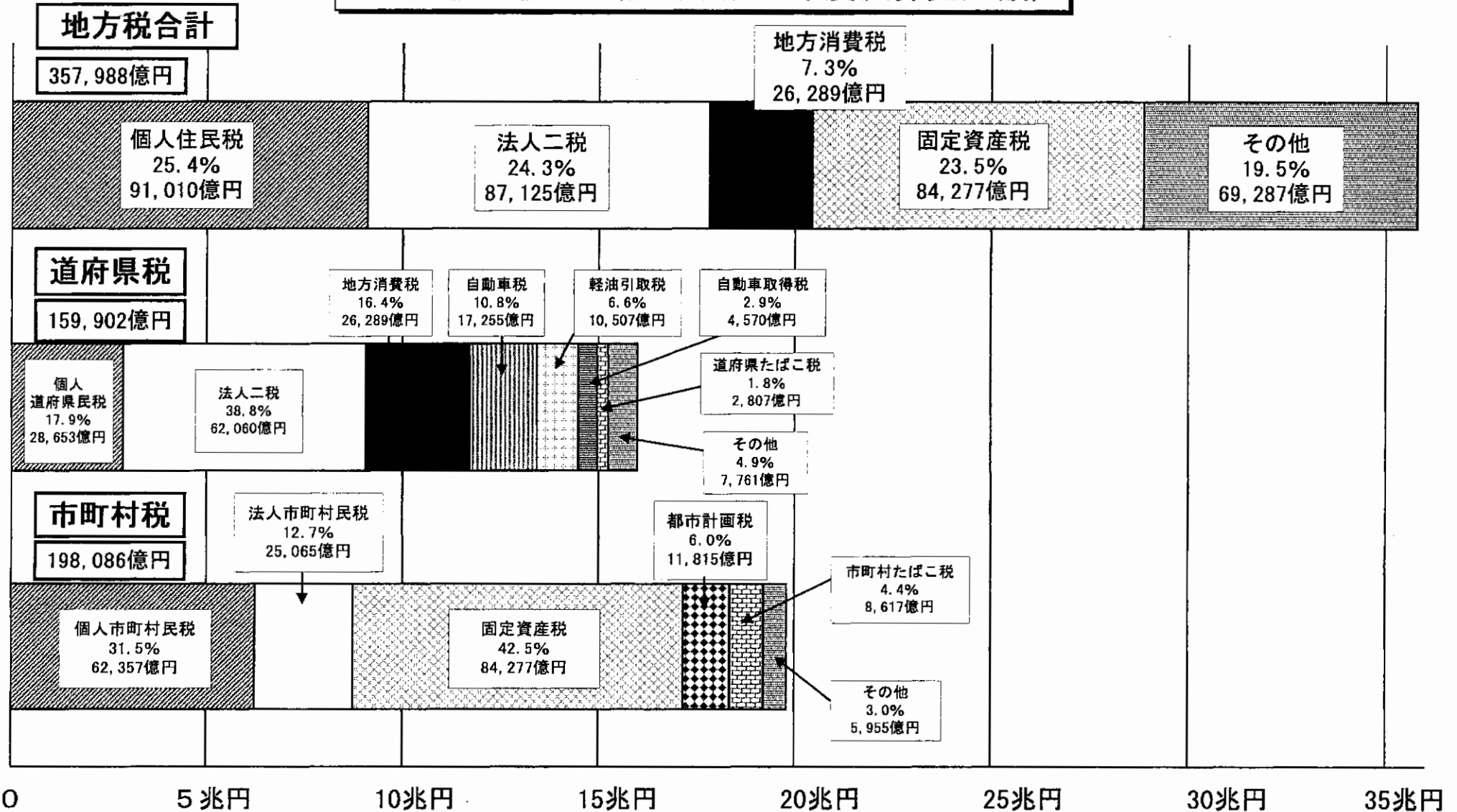
（地方たばこ税）

・ 地方たばこ税の概要	9
-------------------	---

（道路特定財源関係）

・ 地方における道路特定財源一覧	1 1
・ 地方における道路事業費の財源構成について	1 2
・ 道路の整備状況	1 3
・ 道路特定財源の見直しに関する具体策（平成18年12月8日 閣議決定）	1 4

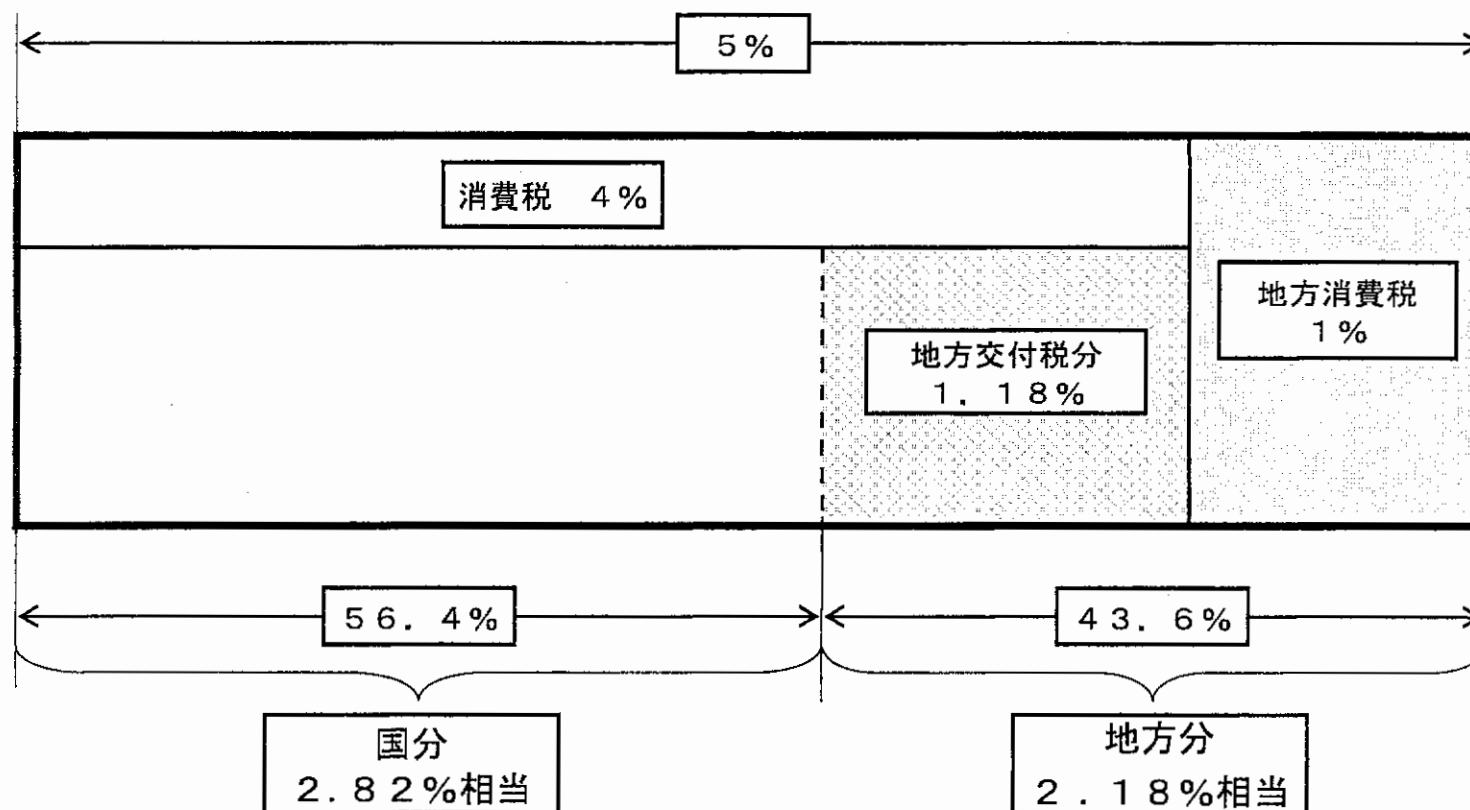
地方税の税収内訳（平成18年度決算見込額）



- (注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 数値は地方財政計画額ベースである。
 3 個人住民税は、配当割、株式等譲渡所得割及び利子割を含む。
 4 法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、法人事業税の合計である。

消費税の国と地方の配分

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)。
- また、消費税(国税)の一部は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。

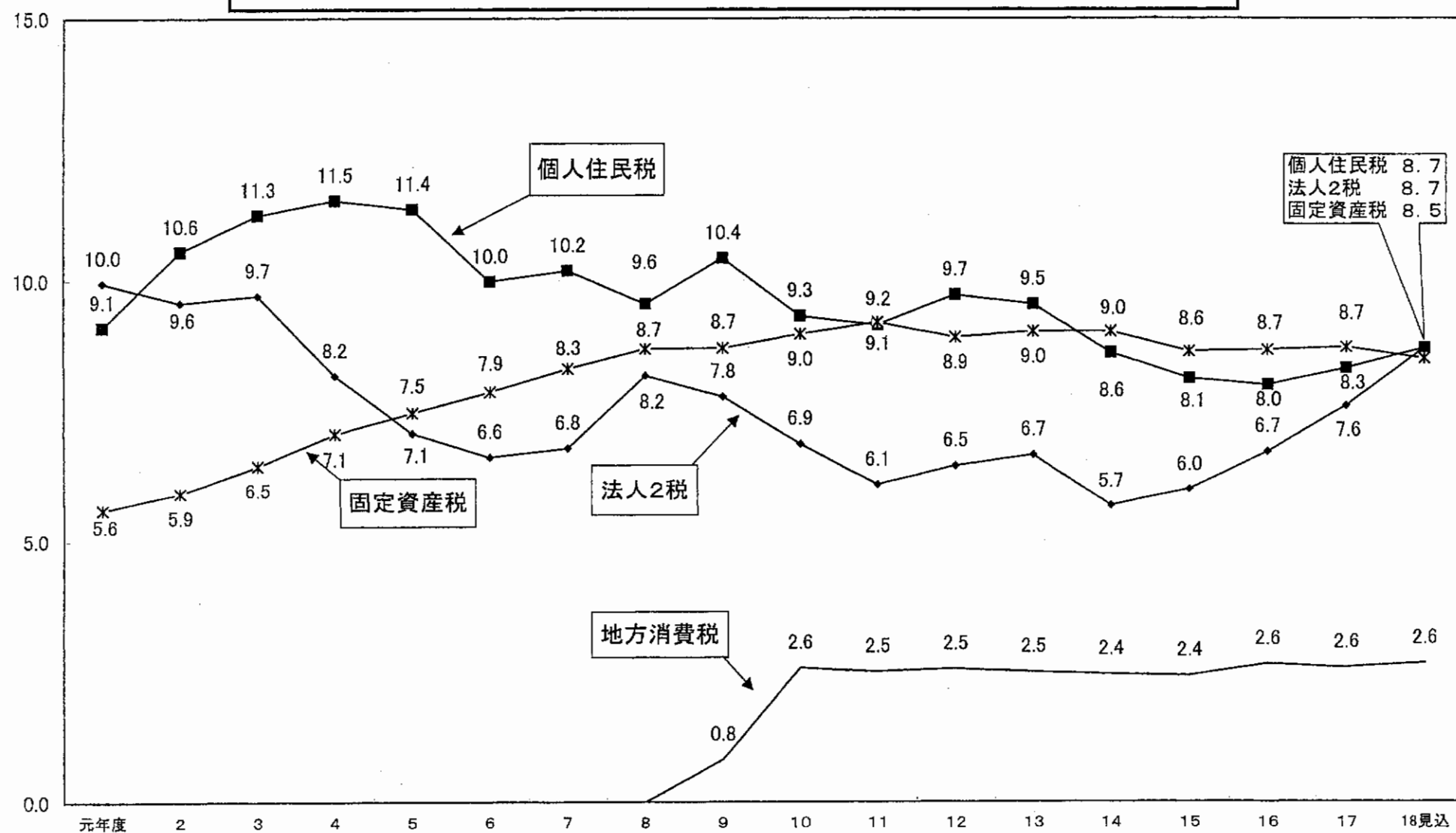


地方消費税の概要

項 目	内 容								
1. 課税主体	都道府県								
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者 課税貨物を保税地域（外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所）から引き取る者								
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付（本来は都道府県に申告納付） 国（税関）に消費税と併せて申告納付								
4. 課税標準	消費税額								
5. 税 率	100分の25（消費税率換算1%）								
6. 清 算	国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>ウェイト</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対 個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額</td><td>6/8</td></tr> <tr> <td>「人口（国勢調査）」</td><td>1/8</td></tr> <tr> <td>「従業者数（事業所・企業統計）」</td><td>1/8</td></tr> </tbody> </table>	指 標	ウェイト	「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対 個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8	「人口（国勢調査）」	1/8	「従業者数（事業所・企業統計）」	1/8
指 標	ウェイト								
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対 個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8								
「人口（国勢調査）」	1/8								
「従業者数（事業所・企業統計）」	1/8								
7. 交 付 金	税収（清算後）の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数であん分。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>ウェイト</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「人口（国勢調査）」</td><td>1/2</td></tr> <tr> <td>「従業者数（事業所・企業統計）」</td><td>1/2</td></tr> </tbody> </table>	指 標	ウェイト	「人口（国勢調査）」	1/2	「従業者数（事業所・企業統計）」	1/2		
指 標	ウェイト								
「人口（国勢調査）」	1/2								
「従業者数（事業所・企業統計）」	1/2								
8. 税 収	26, 289億円（平成18年度決算見込額）								

(兆円)

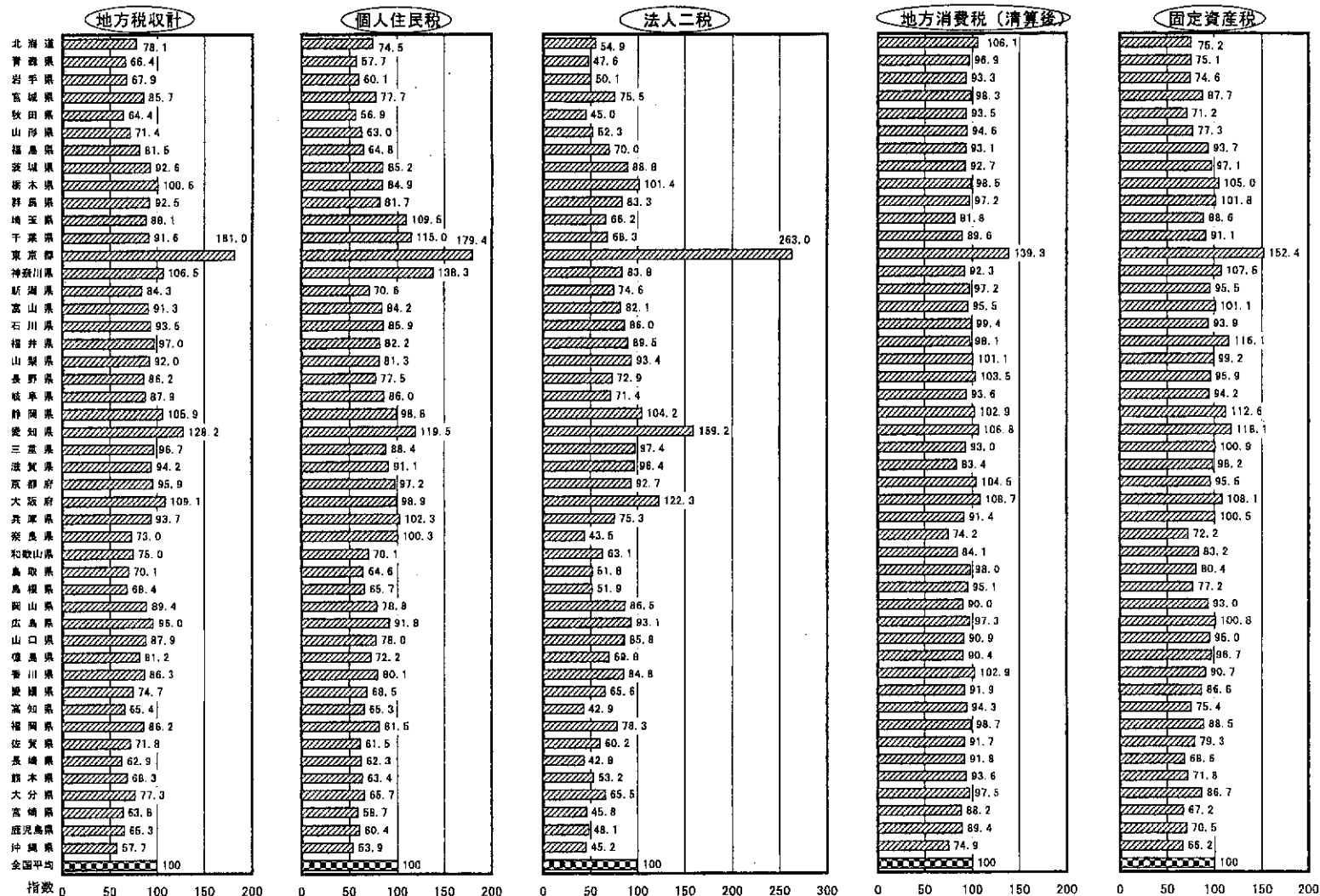
主要税目(地方税)の税収の推移(地方財政計画額ベース)



(注) 1 平成17年度までは決算額(地方財政計画額ベース)、18年度は決算見込額(地方財政計画額ベース)である。
2 「個人住民税」は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

地方税収の偏在状況(平成18年度決算見込額)

—地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)—



最大/最小: 3.1倍

最大/最小: 3.3倍

最大/最小: 6.1倍

最大/最小: 1.9倍

最大/最小: 2.3倍

【平成18年度決算見込額】

35.8兆円

8.7兆円

8.7兆円

2.6兆円

8.5兆円

(※)「最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

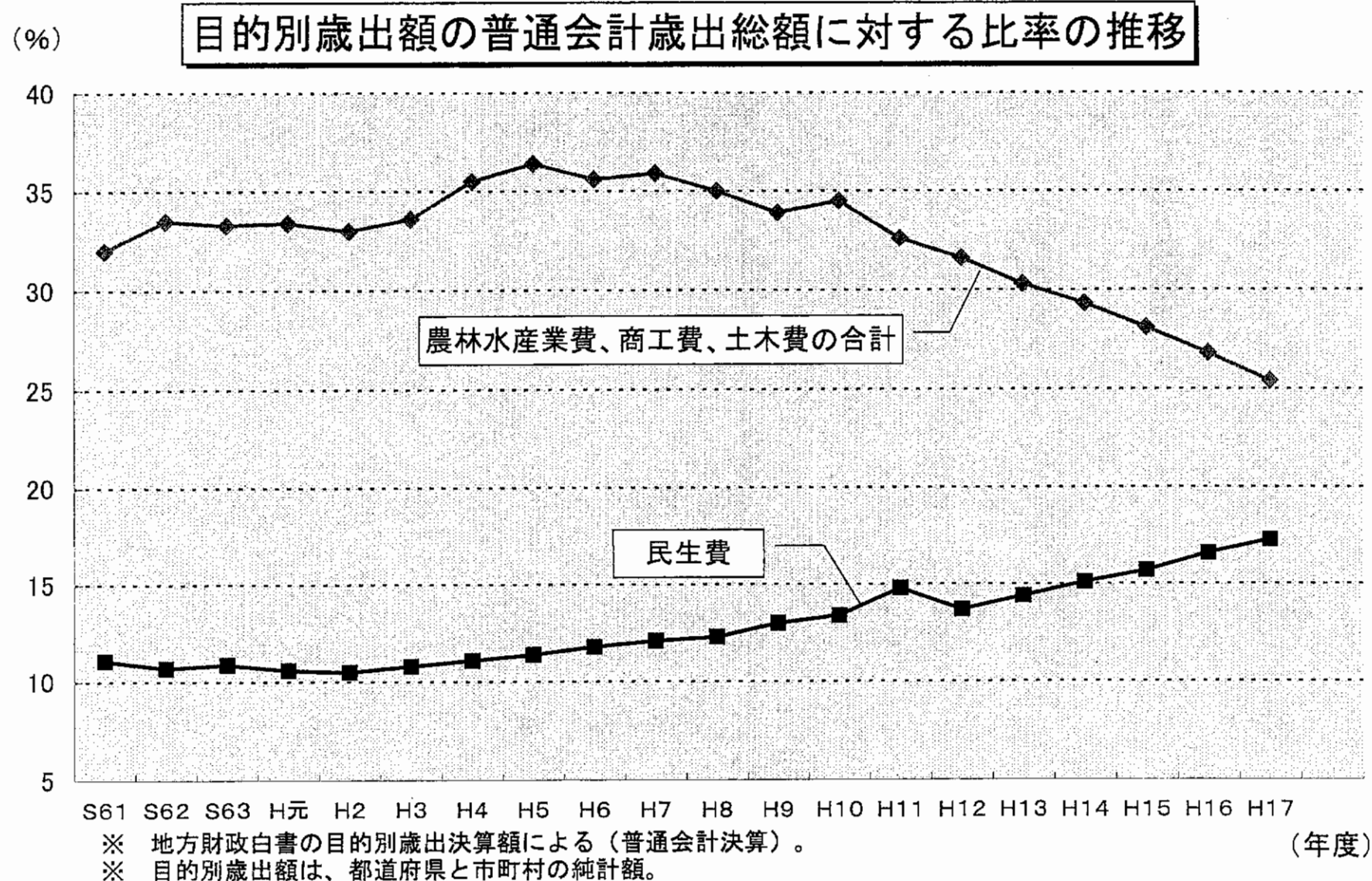
(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

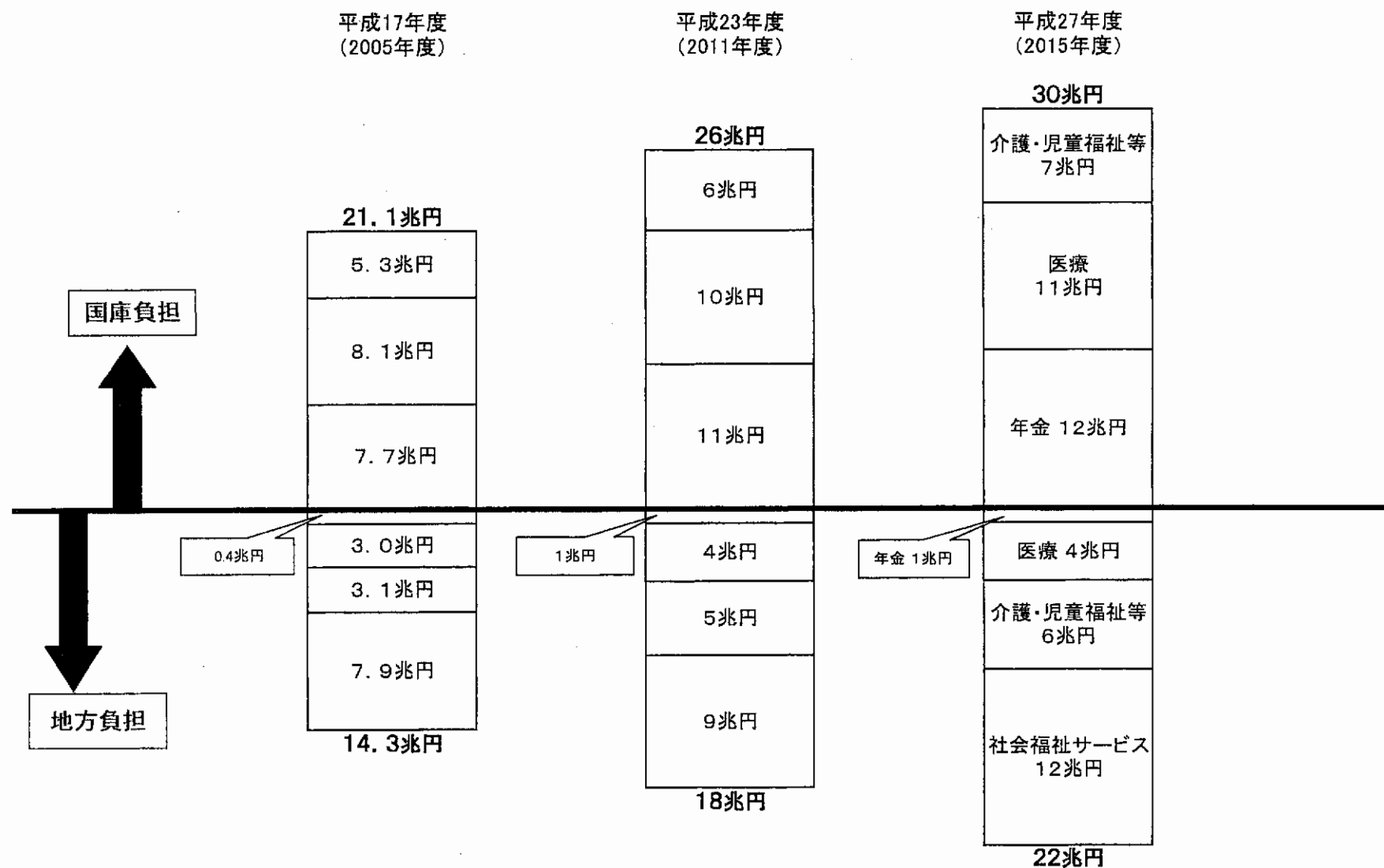
(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。



社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）

○ 社会保障関係費は、地方も国と同様に大幅な増加が見込まれる。



地方税改革の課題-税収格差問題を中心に (調査分析部会 小西砂千夫専門委員報告のポイント)

○いわゆる地方税原則について

- ・ 地方自治体は中央政府と比較すると入退出の自由度の高いオープンシステムである。
- ・ 伝統的な地方税原則は、①応益性、②安定性、③普遍性、④負担分任、⑤自主性の原則、⑥地域性などがある。
- ・ 地方税原則に適う税目として、住民税・均等割、固定資産税などが考えられるが、それだけで地方税としての所要額を確保できるわけではなく、住民税のフラット化、事業税の外形標準化、地方消費税のウェイトを高めることは、地方税原則にかなう方向。
- ・ 日本では、自治体への事務配分が国際的に見て大きいことから、地方財源は大きくせざるを得ず、法人関係税などのウェイトが歴史経緯から高い。

○国の財政と地方財政の違い

- ・ 地方財政では、国が地方に事務配分を行い、それにふさわしい財源を賦与するという形をとっており、日本では地方財政計画という形で総額を確保。個別団体では地方税源が賦与され、地方交付税が配分される。
- ・ 地方財政における財政収支の均衡は、国の財政収支にあたる地方財政計画(マクロ)の均衡と個別団体(ミクロ)の均衡の両方があり、それらは異なる問題である。

○地方財政における財政力(財源)格差のとらえ方

- ・ 一人あたりの自主財源などで比較するという考え方もあるが、国が地方に事務配分を行い、それに伴い必要な経費が発生しているという日本の地方財政の現状に留意すれば、財源所要額に対して財源が十分であるかの観点が必要。
- ・ 基準財政需要額の算定が財政需要の実需を反映しているとみなすと、自治体間の格差は、財源超過額と留保財源による不交付団体と交付団体の格差並びに基準財政収入額外の一般財源である留保財源の大きさに反映される交付団体間での格差として整理できる。
- ・ 小規模自治体を中心に税源に恵まれない自治体では、留保財源に対して交付税措置のない元利償還金等が大きく、それが財政運営を圧迫し、そこが格差感の源泉となっている。

○いわゆる税収格差問題について

- ・ 税収格差問題は、地方財政計画の総額の圧縮が進む中で、景気が回復して地方税収入が伸びてきたことによる。
- ・ 近年の税収格差問題は、東京都のような富裕団体に財源が集中するいわゆる東京問題として起きており、その緩和については、偏在性の低い税目への税源交換を軸にすべきである。あわせて税収格差の要因となっている地方法人二税の一部譲与税化を含む見直しや東京都への行政任務の追加を検討すべき。

○その他

- ・ 国税と地方税の間の徴収面での協力を推進すべきではないか。

地方たばこ税の概要

たばこ1箱 価格内訳
(例)マイルドセブン(小売定価 300円)

税抜き価格分 110.84円	
消費税 14.28円	
国のたばこ税 <u>87.44円</u>	たばこ特別税 16.40円
	たばこ税 71.04円
地方のたばこ税 <u>87.44円</u>	道府県分 21.48円
	市町村分 65.96円

たばこ税
174.88円

○課税団体

小売販売業者の営業所所在の都道府県及び市町村

○税率(円/1,000本)

区 分	製造たばこ	製造たばこ(旧3級品)
道府県たばこ税	1,074円	511円
市町村たばこ税	3,298円	1,564円
地方計	4,372円	2,075円
国たばこ税	3,552円	1,686円
国たばこ特別税	820円	389円
国計	4,372円	2,075円
たばこ税 計	8,744円	4,150円

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていたエコー等6銘柄の紙巻たばこをいう。

○税収・・・22,872億円

都道府県	2,807億円	}	11,424億円
市町村	8,617億円		
国たばこ税	9,272億円	}	11,448億円
国たばこ特別税	2,176億円		

(注) 国たばこ税・国たばこ特別税については平成18年度決算額、道府県たばこ税・市町村たばこ税については平成18年度決算見込額である。